

補助金概要調書

補助金名	小規模作業所運営費補助金			
所管部課	福祉保健部障がい者支援課 (TEL 23 - 5153(直通))			
補助対象者	市内において小規模作業所を運営する民間福祉団体等			
補助開始年度	平成7年			
交付目的	障害者自立支援法に定める障害福祉サービスのみでは、障がい者の就労、訓練及び日中活動を行う場が不足しており、小規模作業所の運営に対し運営費の一部を助成することにより、障がい者の就労、訓練及び日中活動の場を確保し、もって障がい者の社会参加を促進する。			
補助金額と過去の補助実績()は一般財源額	H17年度実績	H18年度実績	H19年度実績	H20年度予算額
	77,782 千円 (38,895)千円	102,043 千円 (51,023)千円	71,159 千円 (35,585)千円	63,509 千円 (31,755)千円
補助事業の内容	市内における、鳥取県小規模作業所設置運営要領に基づく小規模作業所の運営			
補助事業に係る経費	補助事業の全体経費	75,000千円		
	内補助対象経費	65,736千円		
	補助対象経費の内訳	鳥取県小規模作業所運営費補助金交付要綱別表第1第1項の表第4欄に掲げる経費(職員の給料、手当、共済費、報酬、賃金、需要費、役務費、その他の経費(利用者に支払う工賃、原材料費を除く))、利用者の健康診断料		
補助金額の算出方法	補助率、補助額の考え方	補助金の額は、補助対象経費の額とし、県要綱別表第1第1項の表第2欄(1,959,000円)及び第3欄(1,650円～3,740円(作業所の区分による)に利用者数から各月の開所日数の2倍を控除したものを乗じた金額)に定める基準額並びに県要綱別表第1第2項の表第3欄に定める基準額(運営体制強化加算、訪問支援加算、目標工賃達成加算、一般就労移行加算、重度障害者等支援加算、職員欠如減算、規模未達成減算、標準利用期間超過減算)の合計額から県要綱別表第2の右欄に定めるところにより算出して得た利用者負担額(利用1回につき100円)を控除して得た額を年間当たりの限度額とする。		
	限度額	無		
補助金の財源等	市単独	一般財源	特定財源 ()	
	国県等協調	直接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
		間接補助	国 / 県 1/2 市 1/2 その他() /	
補助事業の効果及び効果の検証方法等	障がい者の就労、訓練及び日中活動の場を確保できる			
終期の設定(例外を適用する場合にはその理由等)	障がい者の就労、訓練及び日中活動を行う場としての、障害者自立支援法に定める障害福祉サービスの供給は年々増加しているが、十分なサービス供給が確保される見込が立っていない。			
その他参考事項(過去の見直しの経過等)				